

○京丹波町子ども・子育て審議会傍聴規程

平成29年6月1日
告示第37号

(目的)

第1条 この規程は、京丹波町子ども・子育て審議会設置条例（平成25年京丹波町条例第13号）第7条の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴)

第2条 会議は、会長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければ傍聴することができない。

2 前項の手続きは、会議開始予定時刻の15分前から行う。

3 傍聴の手続きは、前条の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認める者

(8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと。

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて町職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(適用除外)

第11条 会議が現地調査等傍聴に適さないものであるときは、非公開とし、この規程を適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(様式省略)